

令和 4 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 4 年 4 月 26 日

担当部・課：総務部資産税課〔内線 3 1 1 2〕

① 件名
地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体を定める省令の一部改正に伴う市税特別措置条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市では、固定資産税及び都市計画税の課税免除並びに不均一課税についての特例措置を、石巻市市税特別措置条例において規定している。 減収補填制度を規定している省令のうち、「地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体を定める省令」が一部改正された。</p> <p>【目的】 省令の改正並びに施行に伴い、石巻市市税特別措置条例の一部について整理を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号） 地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号） 石巻市市税特別措置条例（令和 3 年条例第 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 4 年 3 月 地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年 4 月 1 日施行）
⑤ 主な内容
<p>地方活力向上地域における課税免除等の適用期限を 2 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。 地域再生法に規定する整備計画の認定から、事業の用に供するまでの期限を 1 年間延長し、現行の 2 年から 3 年とする。 石巻市市税特別措置条例における関係省令の改正に伴う条文の整理を行う。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
関係省令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。
⑧ 今後の予定及び施行年月日
石巻市市税特別措置条例の一部改正の専決処分（令和 4 年 3 月 31 日）について、次回開催される市議会に報告し、承認を求める。
⑨ その他